

納税環境の整備について
(電子取引の取引情報に係る保存制度の見直し)

令和 6 年 12 月 16 日
関税・外国為替等審議会
関 税 分 科 会
財 務 省 関 税 局

1. 現行制度の概要

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者は、電子取引（貨物の取引に関する請求書等の授受を電磁的方式（メール等）により行う取引）を行った場合には、一定の要件に従って、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録（以下「電子取引データ」という。）について、輸入の許可の日の翌日から5年間保存しなければならないとされている（関税法第94条の5等）。

（参考1）保存のための一定の要件（関税法施行規則第10条の3）

- ・ 電磁的記録の出力等を可能とするPC・ディスプレイ等の備付け
- ・ 電磁的記録の記録事項に係る検索機能（日付等による検索）の確保
- ・ ①電磁的記録に対するタイムスタンプの付与又は②電子データの訂正・削除履歴を確認可能等の措置を行うこと 等

(2) 重加算税の加重

電子取引データに記録された事項に関し、納付すべき税額等の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものがある場合において、重加算税が賦課されるときは、その重加算税の額は、重加算税の基礎となるべき税額に10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とされている（原則割合：過少申告35%、無申告40%、加重後割合：過少申告45%、無申告50%）（関税法第12条の4第3項）。

この重加算税の加重は、電子取引データの保存が行われている場合には、紙によってその書類等を保存する場合と比して、複製・改ざん行為が容易であり、また、その痕跡が残りにくいという特性にも鑑みて、こうした複製・改ざん行為を未然に抑止する目的で講じられたものである。

2. 改正の必要性

近年、請求書等の電子取引データが、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通しているところ。

内国税においては、こうしたシステムを利用して送受信・保存される電子取引データは、その利用が納税者の事務負担軽減等につながるだけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保され、複製や改ざん行為が困難であると認められるとして、一定の要件を満たして送受信・保存を行う場合の電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の加重の適用対象から除外するための、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の

保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年法律第 25 号）の改正を検討している。

この点、関税においても内国税と同様に、輸入取引の電子取引データについて、その保存及び処理を自動化するシステムが利用されれば、その保存及び処理の適正性が確保され、複製や改ざん行為が困難であると認められることから、このようなシステムを利用した上で、電子取引データが一定の要件を満たして送受信・保存される場合には、当該電子取引データに関連する隠蔽・仮装行為については、重加算税の加重の適用対象から除外することが適当と考えられる。

なお、輸入者において、適正なシステムの利用が進むこととなれば、これまで以上に、輸入者の電磁的記録の保存等に係る事務負担の軽減及び適正な輸入（納税）申告の確保が期待されると考えられる。

（参考 2）重加算税の加重の適用対象から除外するための一定の要件（案）

- ① 保存義務者が、保存の要件を確認するため、あらかじめ税関長に届出書を提出していること。【事前届出】
- ② 電子取引データの送受信・保存について、訂正・削除履歴が残るシステムやそもそも訂正・削除を行うことができないシステムを使用して行うこと。【改ざん防止の確保】
- ③ 電子取引データの金額について、訂正・削除を行った上で、関税関係帳簿（電磁的記録）に記録することができないこと（又は訂正・削除の事実を確認できるようにしておくこと）。【記帳の適正性確保】
- ④ 電子取引データと関税関係帳簿（電磁的記録）の記録事項について、共通の番号を付すこと等により、相互にその関連性を確認できるようにしておくこと。【電子帳簿との相互関連性確保】

3. 改正の方向性

内国税の改正の状況を踏まえ、電子取引データが、保存及び処理を自動化するシステムを利用した上で、一定の要件を満たして送受信・保存される場合には、重加算税の加重の適用対象から除外することが適当ではないか。